

静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)助成事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、私立の高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等が負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することができない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合において、授業料以外の教育に必要な経費を支援することで、高等学校等及び高等学校等専攻科における教育にかかる経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、静岡県が実施する私立高等学校等奨学給付金(家計急変)助成事業の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。当該事業に係る私立高等学校等奨学給付金(家計急変)(以下「給付金」という。)の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、(1)から(9)に定めるところによる。

- (1) 授業料以外の教育に必要な経費 教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等に充当する経費をいい、本給付金はこれらの経費以外の目的に使用してはならない。
- (2) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)をいう。
- (3) 高等学校等専攻科 「高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の取扱いについて」の一部改正について(令和4年4月1日付け3文科初第2543号)に規定する高等学校等専攻科(ただし、特別支援学校の専攻科を除く。)をいう。
- (4) 高校生等 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者(特別支援学校の高等部の受給資格の認定を得ることができると認められる者を除く。)、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)第3条に規定する補助の対象者(以下「学び直しへの支援対象者」という。)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)第3条に規定する補助の対象者(以下「専攻科支援対象者」という。)と認められる者をいう。
- (5) 保護者等 法第3条第2項第3号及び同法施行令(平成22年政令第112号)第1条第1項並びに同法施行規則(平成22年文科科学省令第13号)第2条第2項に規定する保護者等をいう。ただし、高等学校等専攻科に通う生徒については、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)第3条第1項第4号に規定する生計維持者をいう。
- (6) 家計急変 保護者等が負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することができない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない状況になることをいう。ただし、自己都合退職や定年退職等による離職は、家計急変の事由としない。

- (7) 年間収入見込額 本給付金の申請書を提出する保護者等の直近3か月分(申請月を除く)の平均収入月額に12を乗じた額とする。ただし、当該見込額には、退職手当金、失業手当金等の収入は含めないものとする。
- (8) 住民税非課税相当世帯の所得水準 下記表の世帯構成区分に応じた年間収入見込額とする。ただし、保護者等の一方が、控除対象配偶者でない場合は、保護者等のそれぞれが扶養人数に対する年間収入見込額未満でなければならない。

世帯構成人数(扶養人数)	年間収入見込額
控除対象配偶者でない保護者等(扶養人数0人)	100万円未満
2人世帯(扶養人数1人)	204万円未満
3人世帯(扶養人数2人)	222万円未満
4人世帯(扶養人数3人)	272万円未満
5人世帯(扶養人数4人)	322万円未満

※6人世帯(扶養人数5人)以上の住民税非課税相当世帯の年間収入見込額は、1人増えるごとに50万円を増額する。

- (9) 基準日 原則支給を受けようとする年度の7月1日をいう。ただし、7月2日以降に家計急変した場合については、申請のあった月の翌月(申請日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日をいう。

第3 対象者

給付金の対象となる者は、基準日において高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等であって、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 基準日において静岡県内に住所を有すること。
- (2) 平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した高校生等の保護者等であること。
- (3) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)による措置費等の支弁対象となる高校生等の保護者等にあつては、当該高校生等について見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されていないこと。
- (4) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。
 - ア 基準日において、家計急変により生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が決定されている世帯(以下「生活保護(生業扶助)世帯」という。)
 - イ 家計急変により年間収入見込額が住民税非課税相当世帯の所得水準の世帯(ア又はウに規定する世帯を除く。)
 - ウ 家計急変により年間収入見込額が住民税非課税相当世帯の所得水準の世帯で、当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等が属するもの(ア又はイに規定する世帯を除く。)

第4 給付金の支給額

高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、(1)及び(2)で算定された額とする。

(1) 年額単価

世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等		
		私立の通信制及び高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科
第3(4)アに規定する世帯		52,600円	52,600円	—
生活保護 (生業扶助) 世帯でない 住民税非課 税相当世帯	第3(4)イに規定する世帯	137,600円	52,100円	52,100円
	第3(4)ウに規定する世帯	152,000円		

※高等学校等専攻科の生活保護世帯については、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が住民税非課税相当世帯に該当する場合は、生活保護（生業扶助）世帯でない住民税非課税相当世帯と同額の単価とする。

(2) 家計急変による場合は、申請時期により下記支援額を支給する。

申請時期	支援額
保護者等が支給を受けようとする年度の7月末日までに申請した場合	(1)の単価表で定める各世帯区分の年額支給額
保護者等が支給を受けようとする年度の8月以降に申請した場合	(1)で定める各世帯の区分の年額支給額に家計急変の支援対象月数（申請のあった月の翌月以降の月数）に応じて算定した額 ※端数が生じた場合は、百円未満は切捨てとする。

第5 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする保護者等は、次に掲げる書類を、別に定める日まで、高校生等が在学している高等学校等及び高等学校等専攻科を経て、知事に提出するものとする。なお、静岡県外に設置されている高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等は、直接知事に提出することができる。

(1) 静岡県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等

ア 静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書(様式第1号)

イ 家計が急変した旨の申立書(様式第2号)

ウ 保護者等全員の家計急変事由を証明する別に定める根拠書類

エ 第3(4)アに規定する世帯については、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類(様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書)

オ 第3(4)ウに規定する世帯については、保護者等、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書(様式第3号)。なお、通信制の高等学校等に通う高校生等の世帯を除く。

- カ 高校生等の親権者等であることを証明する書類
 - キ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類。ただし、(1)オで証明できる場合は、この限りでない。
 - ク 給付金受領に係る委任状(様式第6号)
 - ケ その他知事が必要と認める書類
- (2) (1)以外の高校生等のいる保護者等
- ア 静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書
 - イ 家計が急変した旨の申立書(様式第2号)
 - ウ 保護者等全員の家計急変事由を証明する別に定める根拠書類
 - エ 第3(4)アに規定する世帯については、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類(様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書)。ただし、高等学校等専攻科に通う高校生等の世帯は除く。
 - オ 第3(4)ウに規定する世帯については、保護者等、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書(様式第3号)。なお、通信制及び高等学校等専攻科に通う高校生等の世帯は除く。
 - カ 口座振込依頼書(様式第5号)及び振込先口座通帳の写し又は給付金受領に係る委任状(様式第6号)
 - キ 在学等証明書(様式第4号)
 - ク 高校生等の親権者等であることを証明する書類
 - ケ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類。ただし、(2)オで証明できる場合は、この限りでない。
 - コ その他知事が必要と認める書類
- 2 高校生等が、同時に二以上の高等学校等及び高等学校等専攻科の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等及び高等学校等専攻科の課程について申請できるものとする。

第6 支給の決定

知事は第5の規定による申請に基づき支給の可否を決定し、その結果については高等学校等及び高等学校等専攻科を経て保護者等へ通知するものとする。ただし、直接知事へ申請した者については高等学校等及び高等学校等専攻科又は保護者等のいずれかに通知することができるものとする。

第7 支給の方法

- (1) 支給の回数は、他の都道府県での支給を含めて、一人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制又は通信制の高等学校等に在学する高校生等は4回。専攻科支援対象者は2回(高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回))を上限とする。ただし、学び直しへの支援対象者と認められる者については、追加で1回(定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで)給付できるものとする。
- (2) 支給は、次のいずれかの方法により行う。

ア 保護者等の預貯金口座等への振込

イ 保護者等が高等学校等及び高等学校等専攻科に給付金の受領を委任したときは、当該高等学校等及び高等学校等専攻科の設置者の預貯金口座等への振込

第8 支給の決定の取消し等

- (1) 知事は、保護者等が事実誤認又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、原則在学する高等学校等及び高等学校等専攻科を通じて、保護者等に通知するものとする。
- (2) (1)により支給の決定の取消しを受けた者で、既に給付金を支給されている場合は、知事が別に指示する方法により指定された期限までに当該給付金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

第9 加算金

知事は、第8の規定により支給の決定の取消しを受けた者に対して、その返還を求められた給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を求められた給付金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を求めることができる。

第10 延滞金

知事は、第8の規定により支給の決定の取消しを受けた者が納付期限までに給付金及び第9の規定により納付を求めた加算金を納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年度に適用する。

附 則

この改正は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年7月1日から施行する。

申請日： 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点によりチェックしてください。 **※必須項目**

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従い、その全額又は一部を即時返還します。
- 私は、静岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金(家計急変)の申請は行っていません。
- この申請書を提出後、受給認定前に、家計急変事由が改善される等、年収見込額に変更があった場合は、遅滞なく申し出します。

様式第2号申立書のとおり、自己の責めによらない家計所得の急変事由が生じ、授業料以外の軽減措置を受けたいことから、下記により申請します。

【申請者について】

ふりがな		申請者住所等	〒		—
申請者(保護者等)氏名		申請者住所等	マンション・アパート名		
連絡先	自宅電話：() —	携帯電話：() —			
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他()				

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	平成	年	月	日
生徒氏名							
在学する学校	学校の名称	学校の種類・課程：高等学校(全日制・全日制以外)/専修学校(高等課程・一般課程)/各種学校/その他()					
	学校の所在地	県 市(区)・町					
	学校設置者の名称	入学年月	年	月	学年	年	
過去に在学していた高等学校等	学校名立	過去に在学していた期間	年 月 日～ 年 月 日				

【家計急変事由について】

家計急変した主たる事由 (様式第2号申立書に詳細に記入してください)	自己の責めによらない事由 <input type="checkbox"/> (A) 負傷、疾病による離職又は休職 <input type="checkbox"/> (B) 解雇等による失業 <input type="checkbox"/> (C) 負傷、疾病による事業廃止又は休業 <input type="checkbox"/> (D) 破産等 <input type="checkbox"/> (E) その他()					
ふりがな	生徒との続柄	世帯構成人数	正規・非正規の別	勤続期間		
家計急変事由に該当した主な保護者等の氏名		人				
ふりがな	急変事由が発生した勤務先名		〒			
	電話番号：() —	左記の勤務先所在地				
親権者等の収入状況	申請する年度の 前年中所得	①	年間収入見込額 申請直近3か月平均×12か月	②	①-②	万円

【対象生徒以外に兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな	生徒との続柄	ふりがな	申請している都道府県名	都道府県
兄弟姉妹の氏名①		在籍している高等学校等名		
ふりがな	生徒との続柄	ふりがな	申請している都道府県名	都道府県
兄弟姉妹の氏名②		在籍している高等学校等名		

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の状況について】(該当する口にレ印を付けてください。)

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

※該当項目にチェック

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の確認書類を提出できない場合等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの口にレ印を付けてください。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

上記確認書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

※記入要

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※下記内容を確認の上、口にレ点を付けてください。

※生業扶助を受給していない場合、チェック要

私の世帯は、現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【扶養親族の状況について】(非課税相当世帯で、かつ対象生徒以外に扶養している子ども(※1)がいる場合のみ記入してください。)

※1 当該世帯に基準日(原則支給を受けようとする年度の7月1日、7月2日以降に家計急変した場合には、申請のあった月の翌月(申請日が月の初日の場合は、申請のあった月)の1日)現在、対象となる生徒以外に当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に記入し、確認書類として健康保険証等の写しを添付してください。

※2 「対象生徒」欄は、本申請で対象としている生徒の氏名を記載してください。

※3 「対象生徒との続柄」欄は、対象となる高校生等を基準とし、該当する続柄

該当者のみ

扶養している子どもの状況	扶養している子どもの氏名	対象生徒との続柄	生年月日	年齢	職業又は学校名 (高校生等の場合は学年等)	課程
		対象生徒	—	—	—	—
		兄・弟 姉・妹	平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外
		兄・弟 姉・妹	平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外

※県内校記入欄	休学・復学	<input type="checkbox"/> 基準日現在休学していない <input type="checkbox"/> 月 日復学(基準日現在休学)		
	これまでの就学支援金の受給状況(該当欄に○)	所得制限(未申請)	加算なし	加算あり
	R 年度			
	R 年度			
在学等証明	対象生徒は、基準日※現在本校に在学し、上記の内容に相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 学校名 学校長氏名 印			
※基準日：原則支給を受けようとする年度の7月1日。ただし、7月2日以降に家計急変した場合には、申請のあった翌月(月の初日である場合は、申請のあった月)の1日				

※県記入欄	学校	通信制・専攻科以外・通信制・専攻科	認定区分	扶 助 全 通 信	支 給 額	R.7月まで	円
	生業扶助	未受給・受給				R.8月以降	円× 月/12月
	兄弟姉妹等	無・有					円

【対象となる高校生等について】の欄は、次により記入してください。

- 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- 「高等学校等」とは、私立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程(専攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
「学校の種類・課程」の欄には、「高等学校(全日制)」、「高等学校(全日制以外)」、「専修学校(高等課程)」、「専修学校(一般課程)」、「各種学校」、「その他」の別がわかるように○で明示してください。
「その他」を選択した場合は、()内に該当する学校の種類を記入してください。

【家計急変事由について】の欄は、次により記入してください。

家計急変した事由に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類及び家計急変前、家計急変後の収入を証明する書類等(確認書類)を必ず提出してください。

【保護者等の状況について】の欄は、次により記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の(1)～(5)は除きます。
 - (1) 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - (2) 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - (3) 法人である未成年後見人
 - (4) 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - (5) その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類(戸籍謄本等)を添付してください。
- ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
この場合は、別途、事実を証明できる書類等を添付してください。
- ニ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。
※健康保険証等の写しを添付する際は、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキング(黒く塗りつぶす等)してください。
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ・生徒に父母がいる場合
当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。ひとり親等の場合は父又は母のみ)
 - ・生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ ①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ハ ②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次により記入してください。

- 高等学校等に通う高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。
※健康保険証等の写しを添付する際は、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキング(黒く塗りつぶす等)してください。

留意事項

- 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、本補助金(給付金)の受給資格はありません。
- 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、内容を正しく記入してください。

家計が急変した旨の申立書

【留意点】

- 「(A) 負傷、疾病による離職又は休職」の場合は、離職又は休職等以後、90日以上就労が困難な場合に対象となります。また、医師による診断書及び雇用保険被保険者離職票の写し(離職票1及び2)等の離職あったこと証明する書類又は、休職証明等の休職していることの証明書類の提出が必要となります。
- 「(B) 解雇等による失業」の場合は、雇用保険受給者証の第1面、第3面、第4面が必要であり、かつ、離職理由コードが次に掲げるものに限り、 「11(1A)」、「12(1B)」、「21(2A)」、「22(2B)」、「23(2C)」、「31(3A)」、「32(3B)」、「33(3C)」、「34(3D)」
- 「(C) 負傷、疾病による事業廃止又は休業」の場合は、事業廃止又は休業以後、90日以上就労が困難な場合に対象となります。また、医師による診断書及び個人事業主の開業・廃業等届出書等の事業廃止に関する証明書又は第三者が休業中であることを証明する書類の提出が必要となります。
- 「(D) 破産等」の場合は、破産手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類(破産手続を行う中で裁判所が発行する受理票等)又は、特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類(特別清算開始を行う中で裁判所が発行する受理票等)の提出が必要となります。
- 「(E)その他」の場合は、自己の責めによらない家計急変事由を証明する書類を学校又は県に相談の上、御準備ください。

下記の申立内容に相違ありません。

年 月 日: _____ 年 月 日

住 所: _____

氏名(※自署): _____

【申立内容】

※家計急変に至った内容について、時系列で具体的に記載してください。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

扶養誓約書

ふりがな		扶養者との関係
申請者氏名		
生年月日	年 月 日(歳)	

ふりがな		扶養者との続柄	ふりがな		扶養者との続柄
被扶養者氏名①			被扶養者氏名②		
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	
ふりがな		扶養者との続柄	ふりがな		扶養者との続柄
被扶養者氏名③			被扶養者氏名④		
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	
ふりがな		扶養者との続柄	ふりがな		扶養者との続柄
被扶養者氏名⑤			被扶養者氏名⑥		
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	

私が、主として上記の者を扶養していることに相違がないことを誓約します。

扶養者住所	〒	ふりがな	
		扶養者氏名 (※自 署)	
		生年月日	年 月 日(歳)

在 学 等 証 明 書

下記の者は、基準日※現在、本校へ在学していることを証明します。

※基準日:原則支給を受けようとする年度の7月1日。ただし、7月2日以降に家計急変した場合については、申請のあった月の翌月(月の初日である場合は申請のあった月)の1日。

氏 名	(ふりがな)
生年月日	平成 年 月 日生
在学年	第 学年
学校の種類 課程・学科	
支援対象区分	<input type="checkbox"/> 就学支援金受給資格者 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金対象者 <input type="checkbox"/> 専攻科支援対象者

【就学支援金等の受給状況(該当欄に○を付してください)】

区 分	所得制限 (未申請)	加算なし	加算あり
令和 年度 (R . 7月～)			
令和 年度 (R . 7月～)			
令和 年度 (R . 7月～)			

※申請年度の欄は、未定の場合は、未記載で構いません。

【休学期間がある場合は、その期間を記入してください。】

年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

学校名
代表者
職氏名

Ⓜ

様式第5号

口座振込依頼書
(兼委任状)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

郵便番号

現住所

申請者(保護者等) (フリガナ)

(※自 署) 氏 名

電話番号

()

静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)の支給が決定された場合は、下記へ口座振込によりお支払いください。

(静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)の受領の権限を下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名 (該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預貯金種別 (該当するものを○で囲む)	普通	当座
預貯金口座番号		
フリガナ 口座名義人		
口座名義人住所	(※申請者と異なる口座名義人の場合のみ、記入してください。)	
口座名義人署名	(※申請者と異なる口座名義人の場合のみ、署名してください。)	

※ 通帳表紙の裏面等に記載された内容を確認し、正確に記入すること。

*** 預金通帳(金融機関名、店舗名、預貯金種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できるページ)のコピーを添付してください。**

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

委任状

私が支給を受ける静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)を学校徴収金等(教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等)に充てることについて、学校設置者に委任することを了承します。

申請者現住所 (保護者等)	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (※自 署)	

静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)の支給が決定された場合は、下記口座にお支払いください。

(静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)の受領の権限は、下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名 (該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預貯金種別	普通 ・ 当座	
預貯金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※ 口座情報は学校に確認し記載すること。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

年 月 日

〇〇福祉事務所長 印

次の世帯が、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）
第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

※基準日：原則支給を受けようとする年度の7月1日。ただし、7月2日以降に家計急変した場合には、申請のあった月の翌月（月の初日である場合は申請のあった月）の1日。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
証明書の使用目的			
静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)の受給手続きのため			
備考			

担当課・担当者名	
電話番号	